



目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（3件）	（治山林道課） 1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（6件）	（ 〃 ） 1
○公共測量の実施の通知（5件）	（用地対策課） 2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	（防災砂防課） 3
○道路の区域変更（3件）	（道 路 課） 3
○道路の供用開始（4件）	（ 〃 ） 4
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設の使用料に係る公金事務の委託	（港湾・海岸課） 4
公 告	
○土地改良区の役員の就任	（農業基盤課） 5
○土地改良区の役員の就退任（3件）	（ 〃 ） 5
○土地改良区の定款変更の認可	（ 〃 ） 5

告 示

高知県告示第335号
 令和8年3月高知県告示第189号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和8年5月26日
 高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者
 (1) 登記簿記載の住所
 東京都中央区銀座三丁目7番12号
 (2) 氏名
 王子緑化株式会社

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 高岡郡四万十町芳川字ムクロウジ424の6
 (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第336号
 令和8年3月高知県告示第191号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和8年5月26日
 高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者
 (1) 登記簿記載の住所
 高知市孕西町152番地
 (2) 氏名
 田辺 正広

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 高岡郡四万十町野々川字下モ川平440の9、440の16、440の21、440の23、440の47、440の57から440の59まで
 (2) 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第337号
 令和8年3月高知県告示第192号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和8年5月26日
 高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者
 (1) 登記簿記載の住所
 幡多郡十川村大野609番地
 (2) 氏名
 川上 清治

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 高岡郡四万十町十川字イノカミ1233の1、1233の10から1233の12まで
 (2) 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第338号
 令和8年3月農林水産省告示第325号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和8年5月26日
 高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡別府村高瀬476番地
 イ 氏名
 西森 兼升
 (2)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡別府村高瀬569番地
 イ 氏名
 掛水 兼義
 (3)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡別府村高瀬570番地
 イ 氏名
 掛水 熊吉
 (4)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡別府村高瀬109番屋敷
 イ 氏名
 掛水 福太郎

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 吾川郡仁淀川町高瀬字牛尾419、420、422、2475、2476、2487から2491まで、宇古屋ケ市3078、3079
 (2) 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第339号
 令和8年3月農林水産省告示第325号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大月町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和8年5月26日
 高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡大月町柏島35番地

<p>イ 氏名 浜口 権吉</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町柏島79番地</p> <p>イ 氏名 増田 勘市</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町柏島35番地</p> <p>イ 氏名 葦原 盛三郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町柏島字綱代山687の1</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第340号 令和8年3月農林水産省告示第326号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を東洋町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年5月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 広島県広島市中区舟入中町12番21号</p> <p>イ 氏名 中国物産株式会社</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 神奈川県相模原市相模大野六丁目23番12-1204号</p> <p>イ 氏名 森友 一朗</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安芸郡東洋町野根字コヲジン谷上甲1008の10、字シチエジ甲983の1、甲983の2、甲983の3、甲983の8</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第341号</p>	<p>令和8年3月農林水産省告示第327号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を土佐清水市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年5月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡伊豆田村布26番屋敷</p> <p>イ 氏名 宮上 音次郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市汐見町21番15号</p> <p>イ 氏名 横山 音英</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土佐清水市布字長サコ山2841の1</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第342号 令和8年3月農林水産省告示第327号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年5月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 中村市京町三丁目17番地1</p> <p>(2) 氏名 稲田 藤馬</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 四万十市西土佐藤ノ川字丸ノ山902の1、902の50、902の87、902の88、902の112</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・</p>	<p>期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第343号 令和8年3月農林水産省告示第328号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年5月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 高岡郡別府村高瀬1098番地</p> <p>(2) 氏名 片岡 糸代</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町高瀬字堂ノ前4042の1、4042の2から4042の4まで・4043の1・4043の2・4044・4061から4063まで（以上9筆国有林）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第344号 高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年4月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年5月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和8年5月11日から令和9年3月15日まで</p> <p>3 作業地域 須崎市安和地区</p> <p>高知県告示第345号 高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年4月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年5月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類</p>
---	---	--

- 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和8年5月11日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
吾川郡いの町小川新別地区

高知県告示第346号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年4月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和8年5月11日から令和9年1月19日まで
- 3 作業地域
四万十市利岡

高知県告示第347号

いの町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間
令和8年4月30日から令和9年3月31日まで
- 3 作業地域
土佐市、吾川郡いの町並びに高岡郡佐川町、越知町及び日高村の全域（合同撮影）

高知県告示第348号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月11日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量（UAVレーザ））
- 2 作業期間
令和8年5月7日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
土佐郡土佐町

高知県告示第349号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

津野町白石甲

(1) 座標の位置

座標番号	緯度	経度
1	北緯33度26分01秒7718	東経133度07分14秒3863
2	北緯33度26分01秒8277	東経133度07分12秒8854
3	北緯33度26分02秒7854	東経133度07分12秒8808
4	北緯33度26分02秒9147	東経133度07分14秒1268
5	北緯33度26分02秒7841	東経133度07分14秒4016
6	北緯33度26分02秒2235	東経133度07分14秒7047

(2) 区域

座標1から座標6までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、町道重谷線の道路区域を除く。

高知県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町弘岡中 字田鍋828番1から 高知市春野町弘岡下	前	6.5 }	269
	後	9.7	

宇田鍋3742番15まで	後	11.0 } 24.3	269
--------------	---	-------------------	-----

高知県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園縦断
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡構原町太田戸 341番1	前	7.3 } 14.8	232
	後	10.0 } 22.5	

高知県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前浜植野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市久礼田字大坪 2468番から 南国市久礼田字青木 411番1まで	前	7.0 } 21.1	156
	後	11.1	

	後	30.6	156
--	---	------	-----

高知県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町久礼字二ツ石6782番13から 高岡郡中土佐町久礼字二ツ石6782番3まで	108	令和8年5月26日

高知県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町久礼字下池田27番1から 高岡郡中土佐町久礼字下池田23番1まで	72	令和8年5月26日

高知県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市上分字柏原乙1068番から 須崎市上分字柏原乙1059番3まで	79	令和8年5月26日

高知県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横浪公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内東分字ヲヒラ3657番1	37	令和8年5月26日

高知県告示第357号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年4月1日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

港湾名	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
	事務所の所在地	名称		

高知港	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設の使用料	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
須崎港	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	係留施設、野積場、荷さばき地並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地の使用料	〃
下田港	四万十市下田4105番地	下田漁業協同組合	係留施設、野積場並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地の使用料	〃
宿毛湾港	宿毛市片島5番57-1号	片島地区長 橋本 壮一	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設の使用料	〃
	宿毛市大島6番24号	大島地区自治会 地区長 堀江 紀夫	宿毛湾港大島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設の使用料	〃
	宿毛市小筑紫町小筑紫121番地	小筑紫地区長 大島 康宏	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設の使用料	〃

			設の使用料	
--	--	--	-------	--

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、野市下井堰土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
理事	横尾 絢子	香南市香我美町下分641番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、安芸市伊尾木岡台土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	萩野 雅夫	安芸市伊尾木1336番地
"	小松 良二	本町一丁目18番3号 ACヴェル デB棟201号
"	小松 唯男	伊尾木1018番地
"	外京 裕実	" " 1248番地
"	畠山 正心	" " 306番地
"	有澤 俊輔	" " 339番地 3
"	安養寺忠秋	" " 162番地
監事	萩野 伸一	" " 1346番地
"	有澤 初彦	" " 773番地 1
(就任)		
理事	山本 正人	安芸市伊尾木999番地
"	小松 唯男	" " 1018番地
"	乾 政和	" " 1008番地 2
"	小原也寸志	" " 306番地
"	門田 靖司	" " 263番地
"	門田 敏雅	" " 170番地
"	小松 良二	本町一丁目18番3号 ACヴェル デB棟201号
"	山本 篤美	" 伊尾木932番地
監事	有澤 初彦	" " 773番地 1
"	小松 幸延	" " 306番地 5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、稲生土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	前田 汎章	南国市稲生1895番 1 地
"	橋詰 昌明	" " 275番地の 5
"	前田 宣男	" " 1901番地
"	井上 博信	" " 2058番地
"	川村 千穂	" " 3070番地12
"	傍士 長俊	" " 2356番地の 2
"	松岡 茂雄	" " 2092番地 5
"	濱田兵志朗	" " 1882番地
"	前田 守	" " 200番地
"	井上 幹夫	" " 522番地の 6
"	橋本 博之	" " 572番地 2
"	前田 康雄	" " 638番地の 2
"	浜田 孝彦	" " 744番地
"	井上 靖久	" " 1331番地 1
監事	松岡 清	" " 2193番地
"	上村 博昭	" " 1881番地の 2
"	前田 学浩	" " 606番地 1
(就任)		
理事	前田 汎章	南国市稲生1895番 1 地
"	橋詰 昌明	" " 275番地の 5
"	前田 宣男	" " 1901番地
"	井上 博信	" " 2058番地
"	川村 千穂	" " 3070番地12
"	傍士 徹	" " 2421番地
"	松岡 道正	" " 2194番地
"	濱田兵志朗	" " 1882番地
"	前田 守	" " 200番地
"	岡田 悠佑	" 里改田21番地 3
"	橋本 博之	" 稲生572番地 2
"	前田 康雄	" " 638番地の 2
"	浜田 孝彦	" " 744番地
"	井上 靖久	" " 1331番地 1
監事	松岡 清	" " 2193番地
"	上村 博昭	" " 1881番地の 2
"	前田 学浩	" " 606番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ

り、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
監事	山崎 正明	高岡郡中土佐町久礼4601番地 5
(就任)		
監事	黒岩 陽介	高岡郡中土佐町大野見奈路504番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、野市下井堰土地改良区の定款の変更を令和8年5月11日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月26日

高知県知事 濱田 省司